

令和6年9月25日

宗像市議会
議長 神谷 建一 様

総務常任委員会
委員長 井浦 潤也

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第62号議案 宗像市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行に伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 関係法律の改正によって児童手当の特例給付が廃止されることに伴い、事務で取り扱う特定個人情報を選定した別表第2から「又は特例給付」を削る。
- 2 法改正の内容は、児童手当の支給要件から所得制限を撤廃するほか、支給対象年齢を18歳まで引き上げるなど児童手当制度の抜本的拡充を行うものである。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第63号議案 工事請負契約の締結について

宗像市庁舎太陽光発電設備設置外工事を施工するため、工事請負契約を締結するに当たり、宗像市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 工 事 名 宗像市庁舎太陽光発電設備設置外工事
- 2 請負契約額 2億5,067万200円
(うち消費税及び地方消費税相当額2,278万8,200円)
- 3 工事請負人 宗像市平等寺473番地1
株式会社ビルディングDr. 宗像支社

支社長 黒木 淳司^{じゅんじ}

- 4 工 期 契約効力の発生日の翌日から令和7年3月14日まで
- 5 本工事は、庁舎における二酸化炭素排出量の削減と災害時の対応力を強化し、「ゼロ・カーボンシティ」の実現に寄与することを目的として、市庁舎の屋上等に太陽光発電設備を設置するものである。
- 6 蓄電システムを併設することで、発電した電力は平常時には通常用電源、停電時には非常用電源として活用する。また、庁舎正面駐車場にソーラーカーポートを設置し、脱炭素化の取組を分かりやすく可視化することで市民への啓発を行う。
- 7 契約方法は一般競争入札によるもので、入札参加資格を持っている事業者の中から、より施工能力を有する者を選ぶ総合評価落札方式を採用した。2者から応札があり、入札価格と技術評価点の両方を加味し、落札者を決定した。なお、今回の落札価格が調査基準価格を下回ったため、低入札価格調査委員会の審議を経て、仮契約を締結している。

【意見】

(賛成意見)

- ・太陽光発電と蓄電を合わせてこそ究極のSDGsとなると考えるため、今後は公共施設に限らず、市民への啓発等も含めて太陽光発電と蓄電による脱炭素化を推進してほしい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。